

ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点機能強化事業 (強化拠点の環境整備) 委託要項

平成31年3月13日
スポーツ庁次長決定
令和3年1月28日
一部改正

1 趣 旨

本事業は、我が国の国際競技力向上方策の一環として、ナショナルトレーニングセンター（以下「NTC」という。）競技別強化拠点に指定した施設（以下「指定施設」という。）に関し、関係中央競技団体（以下「NF」という。）が強化戦略プランに基づく強化活動を効果的に行えるよう、競技力の強化に必要なトレーニング環境及びスポーツ医・科学、情報等によるサポート体制等の整備充実を行う。

2 委託事業の内容

(1) トレーニング機能

我が国のトップアスリート等が国際競技大会と同等の上質な競技環境でトレーニングを行うために必要な競技スペースの確保及びトレーニング機器等の整備並びに指定施設が所在する地域における関係機関・施設と連携した食事・宿泊場所の確保等

(2) サポート機能

指定施設と独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「JSC」という。）ハイパフォーマンスセンター及びその所在地域の関係機関・施設と連携したスポーツ医・科学、情報等によるサポートを実施するために必要な専門スタッフの配置及び機器類の整備等

(3) マネジメント機能

① 指定施設の機能強化に向けた関係機関・団体との連携体制の構築

指定施設の設置者もしくは運営者、NF、上記（2）に掲げる関係機関・施設、行政機関、有識者、協力企業等、指定施設の機能強化に向けた連携体制の構築

② 拠点スタッフの配置等

指定施設の優先利用に係る調整、関係機関・団体との連絡調整等を行う人員の配置、その他指定施設の機能強化に必要な業務の実施

3 事業の委託先

指定施設の設置者又は運営者とする。ただし、国有施設にあつては、当該施設を利用するNFとすることができるものとする。

4 委託契約期間

委託契約を締結した日から事業が終了する日までとする。ただし、年度をまたぐことはできない。

5 委託手続

- (1) 事業の委託を受けようとする者は、委託事業実施計画書（別紙様式1）にNFの確認書を添えてスポーツ庁に提出する。
- (2) スポーツ庁は、委託事業実施計画書の内容を審査し、内容が適切であると認めた場合、予算の範囲内で事業の委託を決定し、委託契約を締結する。

6 委託経費

- (1) スポーツ庁は、予算の範囲内で事業に要する経費を委託費として事業の委託を受けた者（以下「受託者」という。）に支出する。なお、一般管理費については、地方公共団体に対する委託の場合を除く。
- (2) 委託費の対象となる経費は、設備備品費、人件費、諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、通信運搬費、光熱水費、雑役務費、消耗品費、会議費、消費税相当額、一般管理費、再委託費とする。
- (3) スポーツ庁は、NTC競技別強化拠点施設の指定を解除した場合、受託者が委託要項、委託契約書、若しくはスポーツ庁委託事業事務処理要領に違反したとき、又は委託事業の遂行が困難であると認めたときは、委託契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7 事業完了（廃止）の報告

受託者は、事業が完了したとき、又は廃止の承認を受けたときは、委託事業完了（廃止）報告書（別紙様式2）を作成し、完了した日又は廃止の承認の日から30日を経過した日、又は当該契約満了日のいずれか早い日までに、支出を証する書類の写を添えて、スポーツ庁に提出しなければならない。

8 委託費の額の確定

- (1) スポーツ庁は、上記7により提出された委託事業完了（廃止）報告書について審査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、受託者へ通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、事業に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

9 その他

- (1) 受託者は、NTC競技別強化拠点施設の指定に係る条件を遵守すること。
- (2) スポーツ庁は、受託者における本事業の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。

- (3) スポーツ庁は、本事業の実施に当たり、受託者の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (4) スポーツ庁は、必要に応じ、本事業の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (5) 受託者は、本事業の遂行によって知り得た事項については、その秘密を保持しなければならない。
- (6) 受託者は、委託事業の実施に当たり、開催案内等対外的な発信をする際には、スポーツ庁委託事業であることを明示しなければならない。
- (7) 受託者は、スポーツ庁の求めに応じて、本事業の実施により講じられた指定施設の競技力強化に関する各種機能の整備状況等について自己点検を行うものとする。
- (8) この要項に定めるもののほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別に定める。

附 則

この要項の規定は、平成31年4月1日以降に締結する委託契約から適用する。

附 則（令和3年1月28日制定）

この要項の規定は、令和3年1月28日から施行し、令和3年4月1日以降に締結する委託契約から適用する。